

「ハローワークの求職情報の提供」に対する意見等

平成 26 年 5 月 23 日

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

1 伝統的職種を中心とする職業紹介事業者の活用機会の提供について

民営職業紹介事業者は、ホワイトカラー系職種（専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業）や伝統的職種（家政婦（夫）、マネキン、調理士、芸能家、配ぜん人、モデル）を中心とする事業者等多岐にわたっている。

このうち、伝統的職種の取扱を中心とする職業紹介事業者は、「常用就職（常用雇用への紹介）」は極めて少ないが、短期反復継続的な雇用形態での職業紹介（調理士を除く）が多いことから、厚生労働省が集計した「職業紹介事業報告（平成 24 年度）」によれば、「臨時日雇就職延数」が、「配ぜん人」で約 605 万人日、「マネキン」で約 324 万人日、「家政婦（夫）」で約 244 万人日に上っており、労働市場において極めて大きな役割を果たしており、今後も相当な雇用吸収力が期待できると考えている。

すなわち、その多くの雇用形態は、有期雇用、臨時、日々雇用の非正規雇用であるが、求人者にとっては、変動の大きい労働需要に対して有用な労働力確保、求職者にとっては、それぞれの求職ニーズに合った雇用形態として機能している。

非正規雇用労働者から正規雇用労働者への移行は重要であるが、国の政策方針である「全員参加により能力が発揮される社会の構築」のためには、伝統的職種での雇用機会増進が果たす役割も大きく、多様な雇用形態の一つとして、また、行政施策として力点を置く女性、高齢者等の労働参加への掘り起こしにつながるものとする。

さらに、近年、伝統的職種に係る求職者が著しく不足しており、特に、最近の景気の回復基調によりその傾向がより強まっているため、伝統的職種を中心とする職業紹介事業者の求職者への周知・普及効果への期待も含め、本求職情報サイトの活用が可能になるように企画していただくことが強く望まれる。

2 要望事項

- (1) 「求職情報の提供先範囲」の要件として、「過去 3 か月以内に常用就職の実績が 1 件以上あること」が上げられているが、この要件の緩和をお願いしたい。例えば、「常用就職」を「就職」へ見直しをお願いしたい。

(理由)

伝統的職種の取扱いを中心とする職業紹介事業者が主として行っている職業紹介は、上記1で述べたように短期反復継続的な雇用形態であることを配慮し、これらの事業者の利用が可能な要件に変更していただきたい。

また、ホワイトカラー系職種の紹介においても、「専門的・技術的職業」の「医師」などは、有期の雇用形態での就職も数多くあり、期限の定めのない「常用就職」に限定することは、民営職業紹介事業の実態を反映しているとは言い難いと思われる。

- (2) 「求職情報の提供先範囲」の要件として、「個人情報管理及び情報セキュリティにおいて第三者機関の認証を受けていること」が挙げられているが、この要件の削除をお願いしたい。

(理由)

職業紹介事業者が厚生労働大臣から許可を受ける際の許可基準として、「財産的基礎」、「事業遂行能力」とともに「個人情報管理」が位置づけられており、求職者等の個人情報を適正に管理し、秘密を守るために必要な措置が講じられていることがすでに求められている。

具体的には、職業安定法に基づく「職業紹介事業者等が求職者等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針」(平成11年労働省告示第141号)に基づき、職業紹介事業者は、「求職者等の個人情報の取扱い」及び「個人情報の保護に関する法律の遵守」等を常に求められており、既に適切な対応がなされているところである。

職業紹介事業者に対しては、以上のことについて、「職業紹介責任者講習」をはじめ各種研修の機会に繰返し周知、徹底が図られている。

さらに、すべての職業紹介事業者については、これら個人情報管理を含め法令遵守状況に関して定期的に、都道府県労働局による監査、指導監督が実施されている。

- (3) 「提供の対象範囲となる主な求職情報」のうち、「職歴(事業所名除く)」の提供にあたっては、できるだけ具体的な職歴となるようご配慮をお願いしたい。

(理由)

事業者が職業紹介を行うにあたっては、求職者の能力、適性を把握するため、過去の職歴を重視しており、できるだけ詳細な職歴を把握する必要がある。

(4) 「苦情処理、違反行為等の防止について」のうち、職業安定法等法令違反の他、運営上のトラブル防止策も盛り込む必要があると思われる。例えば、「強引な勧誘の禁止」、「在職中の会社への電話連絡等の禁止」等が挙げられる。

(理由)

民紹協として、求職者等から職業紹介事業に係る相談・苦情を受けているが、これらは比較的好くある苦情である。

(5) 提供先（職業紹介事業者）から求職者に提供される情報の内容、量について、何らかの基準を設ける必要がある。

(理由)

職業紹介事業者から事業者の案内、求人情報等に関し整理されていない膨大な情報が求職者に送信され、求職者へ混乱を与えるような事態も予測される。

(6) 「利用料金の徴収」について検討中と理解しているが、徴収の対象とほしくないでいただきたい。

(理由)

「利用料金の徴収について」の「考え方」に記されている趣旨から、利用料金徴収になじまないと考えているとともに、小・零細事業者が多い民営職業紹介事業者の経営実態から金銭的負担は避けていただきたい。

(7) 様式「求職申込書」の「希望就業形態」欄に、「有期雇用」及び「日々雇用」を追加していただきたい。

(理由)

上記1の趣旨から、有期雇用等の非正規雇用希望者も対象としていただきたい。